

## 議案第166号

### 大阪市エリアマネジメント活動促進条例及び大阪市道路占用料条例の一部を改正する条例案

(大阪市エリアマネジメント活動促進条例の一部改正)

第1条 大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第46条第16項」を「第46条第25項」に改める。

(大阪市道路占用料条例の一部改正)

第2条 大阪市道路占用料条例（昭和28年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「第46条第16項」を「第46条第25項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

## 説 明

都市再生特別措置法の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市エリアマネジメント活動促進条例及び大阪市道路占用料条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市エリアマネジメント活動促進条例（抄）

（地区運営計画の認定）

第2条 認定都市利便増進協定（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第76条に規定する認定都市利便増進協定をいう。以下同じ。）に基づき、当該認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設（法第46条第16項に規定する**第25項**

都市利便増進施設をいう。以下同じ。）の一体的な整備又は管理を行おうとする都市再生推進法人（法第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人をいう。以下同じ。）は、その行おうとする都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画（以下「地区運営計画」という。）を作成し、市規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その地区運営計画の認定の申請をすることができる。ただし、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う区域における地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の地区計画をいう。以下同じ。）において、エリアマネジメント活動により適切に都市施設の整備又は管理を行うこととする旨が、当該区域の整備、開発及び保全に関する方針として定められている場合に限る。

2-5 省 略

大阪市道路占用料条例（抄）

（占用料の減免）

第3条 市長は、次に掲げる工作物、物件又は施設については、占用料を免除する。

(1)－(7) 省 略

(8) 大阪市エリアマネジメント活動促進条例（平成26年大阪市条例第24号）第2条第3項ただし書に規定するエリアマネジメント団体が同条例第6条第1項に規定する認定年度計画に基づき一体的な整備又は管理を行う都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第16項に規定する都市利便増進施設  
**第25項**

(9) 省 略

2－3 省 略